

国立大学法人岡山大学におけるハラスメント関係の懲戒処分等

番号	処分年月	役職	処分	事案概要	備考
1	平成12年10月26日	教授	停職6月間	女子学生2名に対し研究室で抱きついたり、単身赴任の自宅で一人で来るよう誘って酒を勧めたりした。また、それ以外の相当数の学生、教員等に対し身体的接触や性的発言を日常的に繰り返すといったセクハラ行為を行った。	同日付け退職
2	平成15年11月20日	助教授	停職12月間	女子学生に対し、酒席等において身体的接触や卑猥な言動等を繰り返し行い、不快感や嫌悪感を与えたほか、精神的・肉体的苦痛を与えるなどセクハラ行為を当該女子学生のプライバシーや心理状態を考慮することなく繰り返し行った。この他、すぐに大声で怒鳴り恐怖心を与えたり、単位認定を振りかざすなど、理不尽で威圧的な日常的な言動により、精神的不安に陥らせる行為、授業の一部又は全部を学生等に行わせていた服務規律違反行為を行った。	同日付け退職
3	平成16年6月24日	講師	懲戒解雇	本人が在籍する研究室の職員に対して不快な性的言動をおこなったことにより、職員が精神疾患を罹患したほか、学生に抱きついてキスをしようとするなどのセクハラ行為及び外国人留学生に対して差別的な発言、学生に対しては研究指導や論文作成の過程でアカハラに相当する行為、研究室において学生等に対して不必要な大声で叱りつける等、威圧的な言動があるなど、教育者としての適格性を欠いた。	
4	平成16年8月25日	助手	懲戒解雇	加害者が婚約中であるにも関わらず、研究室学生と性的関係を持ったり、飲み会の席で女子学生に対して性的な発言を行うなどのセクハラ行為、研究指導の過程で、学生の意欲を削ぐような言動や、さらに特定の女子学生を特別扱いすることで他の学生の勉学意欲を減退させるなどのアカハラ行為が認められた。	
5	平成17年4月20日	教授	減給 平均賃金1日分の2分の1	学生の実験データを承諾なしに使用した論文を学内紀要に投稿しようとしたり、学会発表しようとした。また、学生への頻繁な不急、不必要な電話をしたり、ゼミ、実験中、電話において、意に添わない時には怒鳴ったりし、不快感、恐怖感を与えた。ゼミ、講義中にセクハラに相当する発言をし、学生に強い不快感を与えた。	
6	平成17年6月1日	教授	停職1月間	特定の学生に対して、非常に追いつめるような指導がなされ、学生に精神的苦痛を与えたほか、学生に対して不公平であり、特定の学生を集中的に攻撃する反面、特定の学生を極端に優遇する状況が見られ、また、当該者の研究室において学業の継続に困惑を感じる学生が続出しそれに起因すると考える休・退学が多数出ている事実が確認された。	
7	平成19年5月31日	教授	懲戒解雇相当 処分前退職	平成15年から平成19年2月までの長期間にわたって、複数の男子学生に対して腕や足をつねる、輪ゴムをあてる、デコピンをする、研究室、車中等において複数回にわたってキスをする、当該教員の研究室、男子学生の自宅、車中、学会出張先のホテル等で男子学生の下腹部を触る、または触らせるなどの猥褻な行為を繰り返し行い、特定の学生に対して執拗にメールを送るなど、精神的・肉体的苦痛を与えるなどのセクハラ行為を行ったほか、特定の男子学生に修了認定を振りかざすなど、大学教員として不適切な言動を行った。	
8	平成20年10月14日	教授	減給 平均賃金1日分の2分の1	女子学生に対し、学生の車の中で「2年間付き合ってほしい」、また、酒席において「胸が大きい」といったセクハラに相当する発言をし、不快感を与えたほか、学生の予定のない日に運転手代わりに私的に利用するなど公私混同した行動をとり、学生を過度に拘束したり、ゼミ終了後の飲み会へ参加を強要し、参加しなかった際には今後研究指導を行わないと厳しく叱責するなどのアカハラに相当する言動により当該学生を精神的不安に陥らせた。	
9	平成20年11月18日	准教授	諭旨解雇	海外の国際交流協定校へ交流事業のため派遣されていた間に、当該協定校の女性スタッフに対して、セクハラに相当する卑猥あるいは不適切な発言をし、本事業の運営に重大な影響を与え、岡山大学教員に対する信頼や尊敬を失わせた。	平成20年11月25日付け退職
10	平成21年6月1日	課長級職員	停職10日間	ハラスメント防止の啓発活動を率先して行うべき立場でありながら、職員の送別会の二次会の場において、女性職員に対し、身体的接触によるセクハラ行為を行った。	
11	平成25年12月25日	教授	減給 平均賃金1日分の2分の1	女性教員に対し、学内や飲み会の席で、身体に触れるといったセクハラを行い、侮辱感、屈辱感、羞恥心を与えた。	
12	平成26年8月1日	准教授	減給 平均賃金1日分の2分の1	学生に対し、私用のために、長時間に亘り食事や睡眠時間への十分な配慮をせずに学内に一晩中留め置いたり、数日に亘って協力を求めたことにより、学生に精神的苦痛を与えた。	

国立大学法人岡山大学におけるハラスメント関係の懲戒処分等

番号	処分年月	役職	処分	事案概要	備考
13	平成26年9月25日	教授2名	停職9月間	<p>教授1 教授会・教員会議における名誉毀損行為、暴言並びに執拗な始末書の提出要請、事前説明なくセンターに配属し、研究活動を萎縮させたこと及び教授2に対する監督責任。</p> <p>教授2 教員や部外者に対して、教員らを誹謗中傷する内容のメールや不適切な内容のメールを複数回送付し、教員らの活動を不当に萎縮させた。また、2名の教員に対して、実験機器の使用料を根拠なく請求し、始末書の提出を求めたほか、装置の導入に関し、当時の学部長を根拠なく責め立て、始末書の提出を求めた。そして、学校教育法に反する内容の手引きを作成し全教員に配布することにより、教員らの活動を不当に萎縮させた。</p>	
14	平成27年4月24日	教授	停職1月間	<p>講師ら4名に対し、何らの配慮もなく担当業務や担当授業から外す、退職勧奨ととれる発言を繰り返すなどのハラスメント行為を行った。</p>	
15	平成29年1月31日	教授	減給 平均賃金 1日分の2分の1	<p>以下の2項目について、被処分者による男性教員(講師)に対するアカデミック・ハラスメント行為があったと認められた。</p> <p>①平成28年度の学位論文研究のための学生配属を行わなかったこと ②研究に対して当該講師の貢献が認められるにもかかわらず、その研究論文の共著者から外したこと</p>	